

静岡県告示第429号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年4月20日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
蔵田島田線	藤枝市瀬戸ノ谷字天王後10236番の10から 藤枝市瀬戸ノ谷字天王後10250番の12まで	令和3年4月20日